

日本郵政グループ労働組合組員の皆さんへ

このパンフレットには「2019年度 JP労組 賠償責任保険制度のご案内（個人賠償責任保険）〈別冊〉」がついています。あわせてお読みください。

# JP労組

## 賠償責任保険制度のご案内

(個人賠償責任保険)

**団体割引 30%<sup>(注)</sup> 適用!!**

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

日常生活における賠償リスクへの備えは出来ていますか。  
団体割引30%が適用された保険料となっております。  
ぜひこの機会にご検討ください。



自転車で通行人にぶつかり、ケガをさせてしまった など

- ◇ 保 険 期 間 : 2019年7月1日午後4時から2020年7月1日午後4時までの1年間
- ◇ 申 込 締 切 日 : 2019年5月24日(金)郵愛必着で加入申込票をご返送ください。  
(締切を過ぎてしまった方、中途加入を希望される方には別途対応いたします。)
- ◇ 保 険 料 引 落 日 : 2019年9月24日(火)  
※保険料は9月24日にご指定のゆうちょ銀行口座より引落しとなります。
- ◇ 契 約 者 : 日本郵政グループ労働組合
- ◇ 申 込 人 : ①日本郵政グループの社員または退職者で、日本郵政グループ労働組合が  
( 加 入 者 ) 加入を認める方  
②日本郵政グループ労働組合の役職員の方
- ◇ 記 名 被 保 険 者 : 上記申込人(加入者)のみです。

取扱代理店

株式会社 郵 愛

総合保険係

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6  
TEL 0120-025-375(無料)  
FAX 0120-779-783(無料)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部 日本郵政室 TEL 03-3259-6682

日本郵政グループ労働組合

# 個人賠償責任保険

団体割引

30%適用!

この保険は、日常生活中の不注意が原因で、他人に損害を与えてしまったときや住宅の所有・使用または管理にかかる不備が原因で他人に損害を与えてしまったときのようなトラブルからご家庭を守るための保険です。本人のご加入で、ご家族\*も補償の対象となります。被保険者である飼い主の方の不注意が原因で可愛いペットが起こした賠償事故（動物占有者として損害賠償責任を負った場合）も対象になります。万一の賠償事故に備えてこの機会に是非ご加入ください。

\*ご家族（被保険者）の範囲は「重要事項のご説明」「契約概要のご説明」の「被保険者」でご確認ください。

セット名：1X

支払限度額

1億円

（免責金額はありません。）

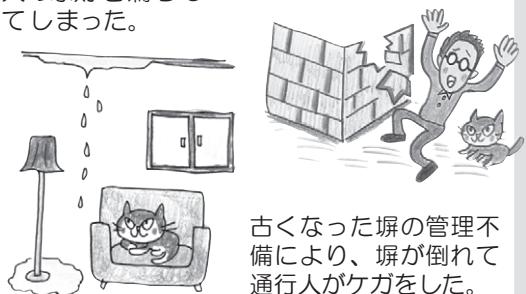
年払保険料（1年間） 1,400円

こんなときにお役に立ちます。

示談交渉サービス付（国内のみ）!!

## 住宅の所有・使用または管理にかかる不備が原因となる事故例

専有部分の配管から漏水し、階下の他人の家財を濡らしてしまった。



古くなった塀の管理不備により、塀が倒れて通行人がケガをした。

## 日常生活の中の不注意が原因となる事故例

買い物中、通りかかった棚にあった高額商品にかばんが当たり、商品を落として壊してしまった。



自転車で通行人にぶつかり 野球をしていて近所の家のガラスを割ってしまった。

## 自転車事故で高額賠償となるケースが発生しています!!

自転車運転中に歩行者に衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

自転車だから大丈夫。事故をおこしたとしても大事にはいたらない……。

そんな軽はずみな気持ちが、重大な事故につながります。

たとえば…

判決認容額	事故の概要
約9,500万円	小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
約9,300万円	男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。 (東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)
約4,700万円	男性が信号を無視して交差点に進入し、横断中の女性と衝突。被害者は頭を強く打ち、死亡した。 (東京地方裁判所 平成26年1月28日判決)

（※）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

## 補 嘬 內 容

#### ■個人賠償責任保險

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合												
<p>この保険は、住宅<sup>(注)</sup>の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、あるいは、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。日本国内で発生した事故が対象となります。</p> <p>(注) 記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<table border="1"> <tr> <td>①損害賠償金</td><td>法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）</td></tr> <tr> <td>②損害防止費用</td><td>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</td></tr> <tr> <td>③権利保全行使費用</td><td>発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</td></tr> <tr> <td>④緊急措置費用</td><td>事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用</td></tr> <tr> <td>⑤協力費用</td><td>引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用</td></tr> <tr> <td>⑥争訟費用</td><td>損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</td></tr> </table> <p>※ 1 上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。</p> <p>※ 2 上記⑤協力費用、⑥争訟費用の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。</p> <p>ただし、⑥争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には次の金額を限度とします。</p> $\text{お支払いする争訟費用の額} = \boxed{\text{⑥争訟費用の額}} \times \boxed{\text{①損害賠償金の額}} \times \boxed{\text{支払限度額}}$ <p>※ 3 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。</p>	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任</li> <li>● 戦争、暴動、天災（地震、噴火、洪水、津波など）等に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者が他人から借りたり預かっていたりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任</li> <li>● 航空機、船舶・車両<sup>(注1)</sup> または銃器<sup>(注2)</sup> の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>等</p> <p>(注 1) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。</p> <p>(注 2) 空気銃を除きます。</p>
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）													
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用													
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用													
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用													
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用													
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用													

\*上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

#### ご注意いただきたいこと

- この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。  
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
  - <自動継続の取扱いについて>  
前年からご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
  - 保険会社破綻時等の取扱い
    - ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。  
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
    - ・ この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。）。
    - ・ 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## ご加入内容確認事項

### ご加入に際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客様のご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客様のご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。

①保険の種類、補償内容、セットしている特約

②支払限度額

③被保険者の範囲

④保険期間

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### [個人情報の取扱いについて]

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## 用語のご説明

用語	説明
Ⅰ行	<b>解約日</b> 保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
	<b>損害</b> 損害の発生の可能性をいいます。
	<b>記名被保険者</b> 加入者証に記載された被保険者をいいます。加入申込票および加入者証の記名被保険者欄に記載されます（記名被保険者欄が空欄の場合は、申込本人を記名被保険者として設定されたものとみなします。）。
Ⅱ行	<b>始期日</b> 保険期間の初日をいいます。
	<b>失効</b> 保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	<b>支払限度額</b> 保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
Ⅲ行	<b>親族</b> 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	<b>特別約款・特約</b> オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
	<b>配偶者</b> 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
Ⅳ行	<b>被保険者</b> 保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	<b>普通保険約款</b> 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	<b>保険期間</b> 保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、加入者証記載の保険期間をいいます。
Ⅴ行	<b>保険金</b> 普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金額をいいます。
	<b>保険契約者</b> 引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	<b>保険料</b> 保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。
Ⅵ行	<b>満期日</b> 保険期間の末日をいいます。
	<b>未婚</b> これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	<b>免責金額</b> 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。